

役員及び評議員の

報酬等に関する規程

社会福祉法人 筆山保育園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筆山保育園の定款第8条の規定に基づき役員及び評議員の報酬等に関し定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が、出張する場合は、別に定める法人の旅費規程に基づいて旅費を支給する。
2. 職務遂行に伴ない発生する交通費は一律2000円とする。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第一項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が知事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月15日より施行する。